

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 国民健康保険組合の解散……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(同)……………三
- 河川保全区域の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………(同)……………五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………(同)……………五
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 国土調査の成果の認証……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六
- マンション再生まちづくり推進地区の指定……………(都市整備局住宅政策推進部マンション課)……………六
- 建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建設部建設業課)……………八
- 開発行為に関する工事完了(四件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………三
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………三
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………(水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………三
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………(同)……………三

告示

●東京都告示第六百三十五号
行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 氏名

関 一郎

(二) 事務所の名称

関行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

豊島区池袋二丁目四十九番十三号 杉山ビル三階

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇一〇八一九九五号

二 処分年月日 平成三十年三月十五日

三 処分の内容 戒告

四 適用条文 法第十条及び第十三条

●東京都告示第六百三十六号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号。以下「改正法」という。)附則第二条第四項によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律

第五十七号。以下「旧法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分について、改正法による改正後の特定商取引に関する法律(以下「新法」という。) 第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者
株式会社 Sky Rise
- (一) 名称
- (二) 代表者氏名 川畑 翔太
- (三) 主たる事務 神奈川県海老名市今里一丁目六番三十
所の所在地 六号
- 二 処分年月日 平成三十年三月十三日
- 三 処分の内容
平成三十年三月十四日から同年九月十三日までの間(六箇月間) 新法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。
- (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (三) 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 旧法第八条第一項

●東京都告示第六百三十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商 号 株式会社 Establ ish firms
- 二 代表者氏名 代表取締役 田中 真
- 三 主たる事務 渋谷区代々木一丁目三十二番十五号第三
所の所在地 白倉ビル三階
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九八一五一号
- 五 免許年月日 平成二十七年七月二十四日

●東京都告示第六百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年三月二十二日	青梅市師岡町二丁目二十八番一及び同番三の各一部	延長 二七・〇八 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百三十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十二条第一項第四号の理由により、東京写真材料国民健康保険組合が解散したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十五条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国民健康保険組合の名称
東京写真材料国民健康保険組合
- 二 事務所の所在地
東京都千代田区神田小川町二丁目3番地M&Cビル
- 三 解散年月日
平成三十年三月三十一日

●東京都告示第六百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京技芸国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

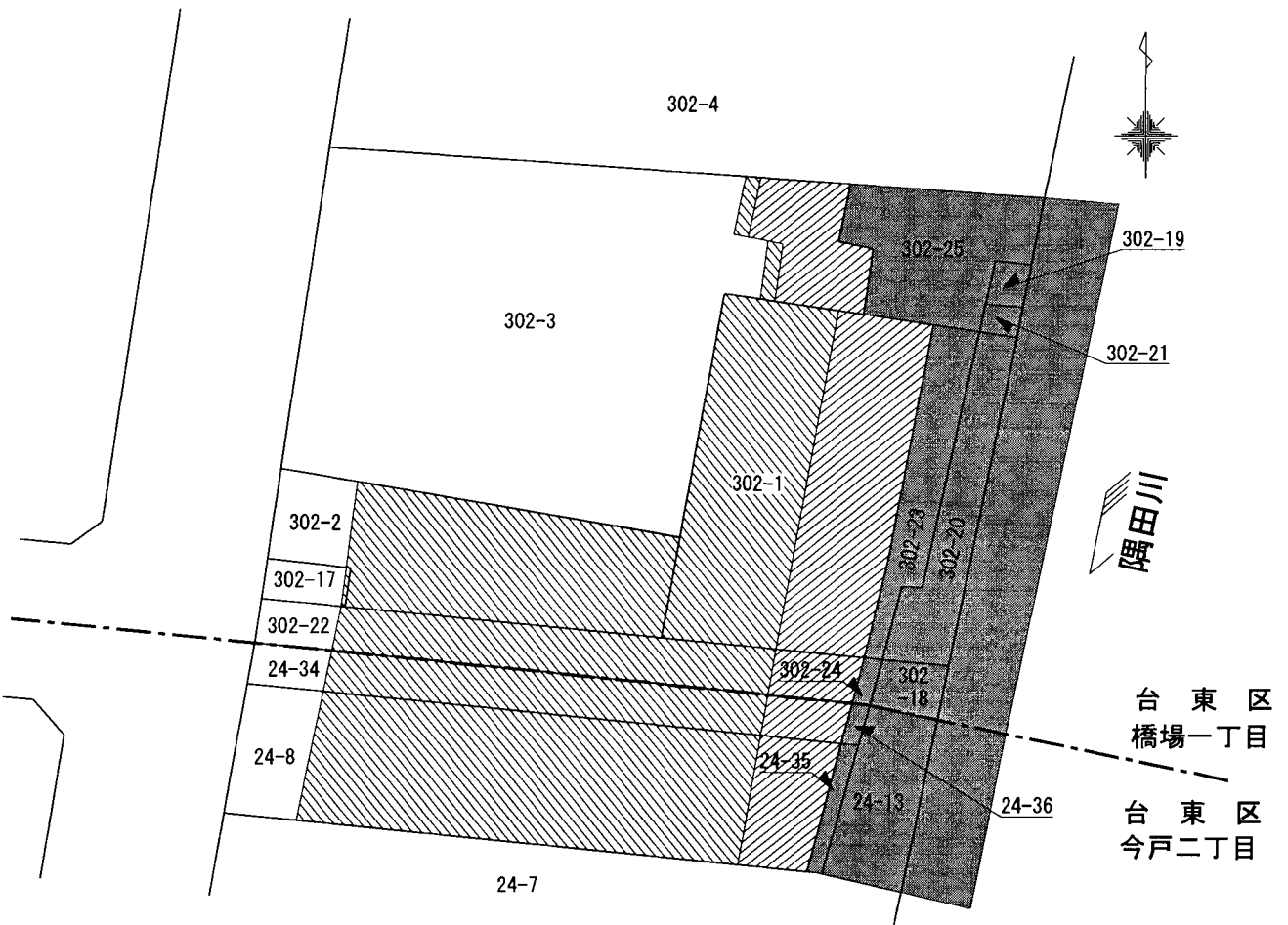
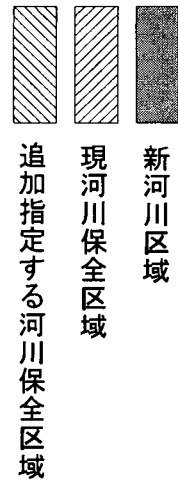
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
組合員の範囲に係るもの	第5条 組合員は、東京都内の事業所において技芸の事業に従事する者で、第3条の地区内に住	第5条 組合員は、東京都内の事業所において以下の各号の事業又は業務に従事する者で、当該	平成三十年四月一日

案内図



別図

台東区今戸二丁目地内
 同区橋場一丁目地内



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年四月十六日

東京都選挙管理委員会

二二五、九八二

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年四月十六日

東京都選挙管理委員会

一、五一二、三八五

●東京都選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
平成三十年四月十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名

数

千代田区選挙区	16,554
中央区選挙区	42,651
港区選挙区	66,638
新宿区選挙区	89,535
文京区選挙区	59,443
台東区選挙区	53,872
墨田区選挙区	74,961
江東区選挙区	135,598
品川区選挙区	108,811
田黒区選挙区	78,201
大田区選挙区	168,209
世田谷区選挙区	193,056
渋谷区選挙区	63,320
中野区選挙区	92,972
杉並区選挙区	146,997
豊島区選挙区	77,034
北区選挙区	96,113
荒川区選挙区	56,401
板橋区選挙区	144,474

練馬区選挙区	167,874
足立区選挙区	160,396
葛飾区選挙区	125,965
江戸川区選挙区	159,667
八王子市選挙区	145,035
立川市選挙区	50,807
武蔵野市選挙区	40,883
三鷹市選挙区	51,845
青梅市選挙区	38,249
府中市選挙区	71,052
昭島市選挙区	31,269
町田市選挙区	118,836
小金井市選挙区	33,550
小平市選挙区	52,372
日野市選挙区	51,186
西東京市選挙区	55,839
西多摩選挙区	70,024
南多摩選挙区	66,107
北多摩第一選挙区	85,343
北多摩第二選挙区	55,328
北多摩第三選挙区	87,837
北多摩第四選挙区	53,424
島部選挙区	7,345

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい練馬たすけあいワーカーズふろしき

二 代表者の氏名

藤縄 恵子

三 主たる事務所の所在地

東京都練馬区練馬四丁目十七番二号 グリンデル豊島園一〇二

四 認定の有効期間

平成三十年三月十六日から平成三十五年三月十五日まで

で

一 名称

特定非営利活動法人開発教育協会

二 代表者の氏名

上條 直美

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階

四 認定の有効期間

平成三十年三月十六日から平成三十五年三月十五日まで

国土調査の成果の認証について

足立区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九條第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 足立区
の名称

二 調査を行った期間

平成二十八年七月から平成二十九年二月まで

三 成果の名称

足立区(神明三丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

足立区神明三丁目地内

五 認証年月日

平成三十年三月二十八日

マンション再生まちづくり推進地区の指定について

東京都マンション再生まちづくり制度要綱(平成二十九年三月三十日付二十八都市住マ第三百二十二号)第三三の規定により、マンション再生まちづくり推進地区(以下「地区」という。)を指定したので、第三 四の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

(一) 大崎西口駅前地区

品川区大崎三丁目六番の一部(別図一のとおり)

約一・三ヘクタール

(二) 諏訪・永山地区

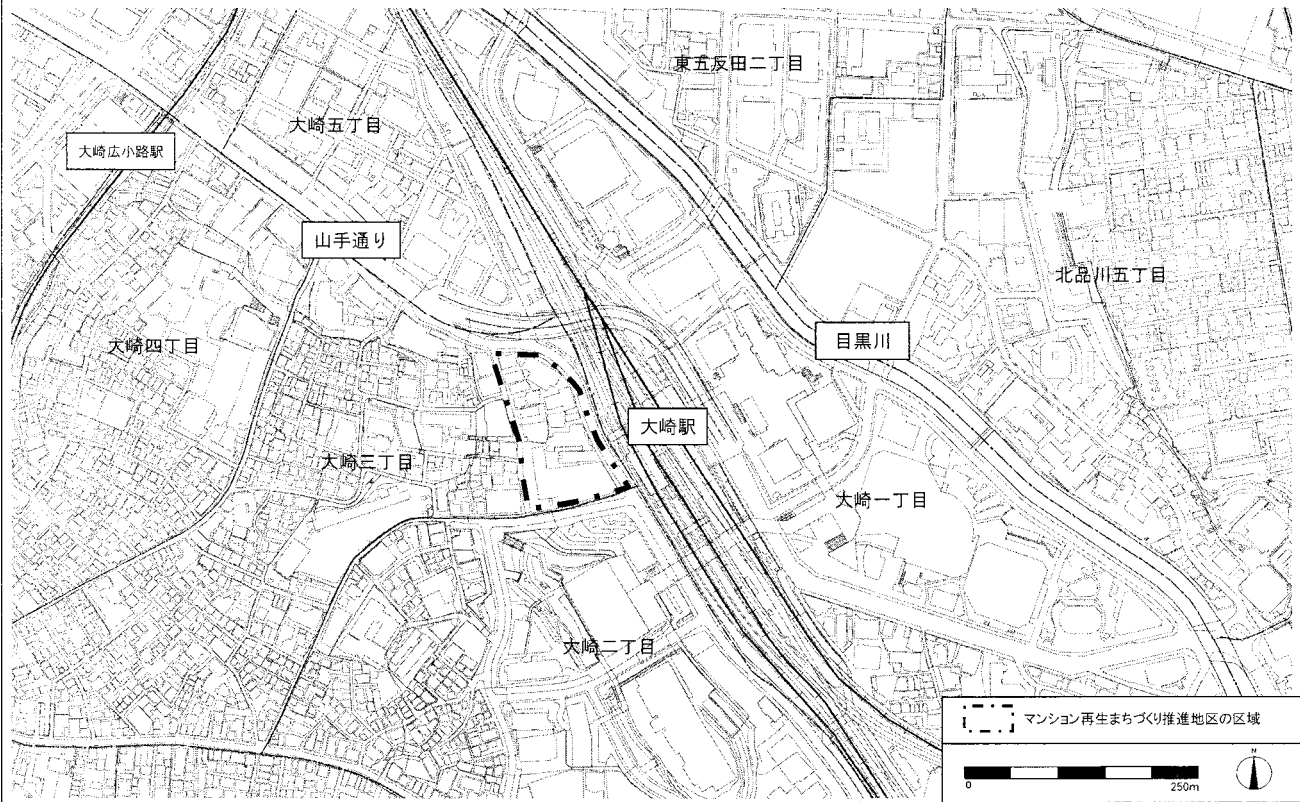
多摩市諏訪二丁目、諏訪二丁目、諏訪三丁目、諏訪四丁目、諏訪五丁目、諏訪六丁目、永山一丁目、永山二丁目、永山三丁目、永山四丁目、永山五丁目、永山六丁目及び永山七丁目(別図二のとおり)

約三百八ヘクタール

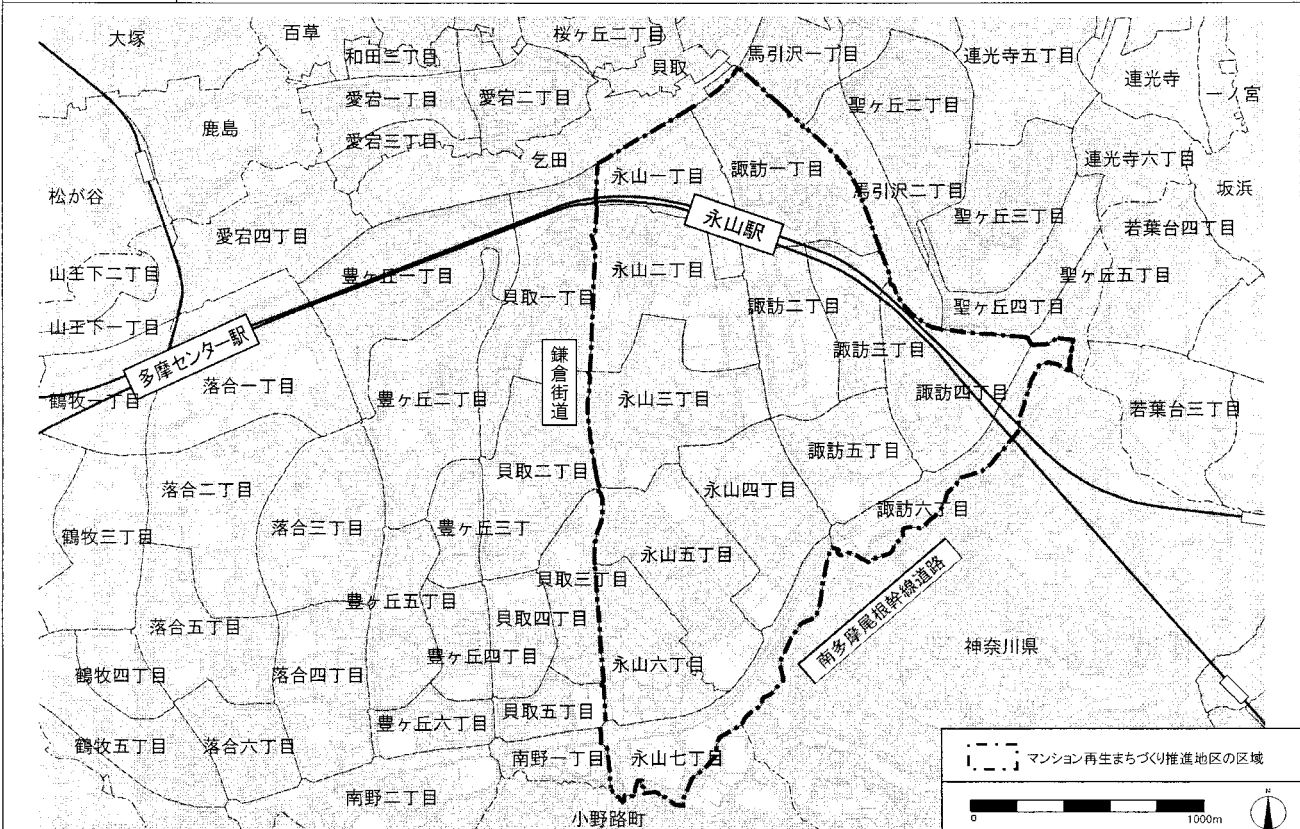
二 指定年月日

平成三十年四月十六日

別図1 大崎西口駅前地区 (品川区)



別図2 諏訪・永山地区 (多摩市)



<p>建設業の許可の取消処分について</p> <p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年四月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 処分した年月日 平成三十年三月二十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社広尾トラスト 港区西麻布四丁目一番一―八二二号 廣岡 正久</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p> <p>一 処分した年月日 平成三十年三月二十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 有限会社イマダ 八王子市めじろ台三丁目四番地六</p>	<p>今田 祥</p> <p>東京都知事許可（般一二十六）第一四二八〇七号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p> <p>一 処分した年月日 平成三十年三月二十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 ジーエックス建設株式会社 新宿区山吹町二百六十一番 岡 哲也</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p> <p>一 処分した年月日 平成三十年三月二十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号</p>	<p>i s m l株式会社</p> <p>板橋区東新町一丁目十番十二号 武藤 涼太</p> <p>東京都知事許可（般一二十六）第一四二二〇一号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成三十年四月十六日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字 練馬区石神井町二丁目二十番一 六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>西多摩郡日の出町大字平井字 練馬区石神井町二丁目二十番五、六百八十七番四、同 六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美 番五、六百八十八番十四、同 番十五、六百九十二番三十九 及び同番四十</p>
---	--	---

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 日野市南平六丁目二十八番一及び同番一地先

許可を受けた者の
 住所及び氏名
 八王子市南大沢一丁目八番地二
 大和ハウス工業株式会社
 支配人 田中 清彦

青梅市今井二丁目千四百七十六番二及び千五百七十番二

練馬区石神井町二丁目二一
 一建設株式会社
 代表取締役 堀口 忠美

東大和市芋窪三丁目千六百三十六番四から同番六の各一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号
 ティーアラウンド株式会社
 代表取締役 大橋 博範

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

あきる野市草花字高瀬六百九十六番一、六百九十七番一並びに同番二及び同番六の各一部並びに同番六地先

あきる野市野辺三百九十二番地
 南部商事株式会社
 代表取締役 吉村 隆二

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 三鷹市新川五丁目七百七十一番六、同番九、同番十二、同番十三及び七百七十九番三

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
 アグレ都市デザイン株式会社
 代表取締役 大林 竜一

小金井市本町三丁目二千五百八十八番十及び同番十三から同番十五まで

武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

東久留米市本町四丁目七百六十九番六

武蔵野市境南町三丁目八番三号
 住宅新興事業協同組合
 代表理事 森 和彦

小金井市本町五丁目千八百十五番二並びに千八百十六番二及び同番口の各一部、千八百十七番三、同番十四の一部、同番十五並びに同番十九及び同番二十二の各一部、同番二十四、同番二十五並びに同番二十八、同番イ二、同番ロ三、

小金井市本町一丁目十八番十号
 株式会社J R中央ラインモ
 ール
 代表取締役 大澤 実紀

同番口四及び千八百十八番五の各一部、同番十一、同番十三、千八百十九番五十一並びに千八百二十番十三及び同番十七の各一部

多摩市大字和田字十九号千六百八十六番三及び千六百八十七番一
 山梨県上野原市上野原二十六番地
 株式会社角屋ハウジング
 代表取締役 秦 孝延

小平市上水本町三丁目千六百四十九番二から同番四まで、千六百五十番一、同番三、同番四、千六百五十一番一、同番二及び千六百五十九番九

東大和市向原六丁目九百三十八番の二明恵ビル一階
 株式会社住健プランニング
 代表取締役 中澤 清

調布市染地一丁目八番一
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 西野 弘

東京都環境影響評価条例に基づき着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

京王電鉄株式会社

代表取締役 紅村 康

新宿区新宿三丁目一番二十四号

二 対象事業の名称

京王電鉄京王線(笹塚駅〜つつじヶ丘駅間) 連続立体

交差化及び複々線化事業

三 工事着手の予定年月日

平成三十年四月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十九年三月三十一日

五 届出日

平成三十年三月十九日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年四月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

(仮称) TGM芝浦プロジェクト(A棟・ホテル)

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

十二 小売業を行う者の開店時刻

十三 小売業を行う者の閉店時刻

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十六 荷さばき施設に

港区芝浦三丁目百十八番二ほか

三井不動産株式会社ほか一名

中央区日本橋室町二丁目一番一号

未定

平成三十年十一月三日

五千七百四十四平方メートル

店舗内 六十三台

店舗内 百三十七台

店舗内 五百六十五平方メートル

店舗内 三十四・〇〇立方メートル

午前六時三十分。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

翌午前一時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

二十四時間

二か所 店舗南側

午前五時から午後七時まで

おいて荷さばきを行うことができる時間帯

十七 届出日

十八 縦覧場所

十九 縦覧期間

二十 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び

平成三十年三月二日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成三十年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(仮称) 八王子駅南口商業施設

八王子市旭町三十番八十五ほか

日本貨物鉄道株式会社

渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

未定

平成三十年十一月二十三日

四千六百三十三平方メートル

隔地ほか 六十六台

店舗北側ほか 百九十五台

店舗北側 百四十四平方メートル

店舗内 十四・七七立方メートル

<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時ほか</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 隔地ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から翌午前一時まで</p> <p>十七 届出日 平成三十年三月二十二日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成三十年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>
<p>準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年四月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十年四月十六日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 東急スクエアガーデンサイト</p> <p>二 店舗所在地 大田区田園調布二丁目六十二番四号</p> <p>三 設置者名 東京急行電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前十時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>九 変更日 平成三十年五月一日</p> <p>十 届出日 平成三十年三月二十三日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成三十年四月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成三十年四月十六日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 ライフ西小岩店</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目三十五番二十号</p> <p>三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション</p> <p>四 意見 ア 聴取者 江戸川区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成三十年三月二十六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十年四月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

大規模小売店舗立地法に基づき東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ライフ東府中店

イ 店舗所在地 府中市若松町二丁目一番五ほか

ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

(二)ア 店舗名 (仮称) ダイワロイネットホテル有明南K区画計画

イ 店舗所在地 江東区有明三丁目一番七十一ほか

ウ 設置者名 ダイワロイヤル株式会社

(三)ア 店舗名 京王府中駅ビル

イ 店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一ほか

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

(四)ア 店舗名 さらぼーと立川立飛

イ 店舗所在地 立川市泉町九百三十五番一ほか

ウ 設置者名 株式会社立飛ホールディングス

(五)ア 店舗名 品川プリンスホテル

イ 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号

ウ 設置者名 株式会社プリンスホテル

(六)ア 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館

イ 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名

(七)ア 店舗名 川島ビル

イ 店舗所在地 稲城市東長沼五百十四番地の三

ウ 設置者名 有限会社川利商事

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(七)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十年三月一日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 平成三十年四月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所

西東京都市計画道路事業三・三十四号新東京所沢線 西東京市北町六丁目、北町三丁目及十四号新東京 び北町二丁目地内 平成三十年三月十二日閣 東地方整備局告示 第六十七号

水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十九年四月十七日付東京都公報に東京都水道局長

名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。

平成三十年四月十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十一年三月三十一日の属する月分まで

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年四月十六日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年二月一日	二五五八	株式会社 玄空調	中野区沼袋 二丁目十三番九号	中野区松が丘 二丁目十番八号

同日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
	四六〇六	有限会社 優駿設備	板橋区新河岸 三丁目四番十二号	板橋区成増 四丁目三十五番十一号

同日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
	二八七九	温調技研株式会社	世田谷区北沢 一丁目四番六号	世田谷区喜多見 八丁目一番四号

同日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年二月二日	四六九〇	都波設備工業	台東区清川 二丁目八番十三号	葛飾区亀有 一丁目十三番一号

同日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年二月二日	一九四八	株式会社 親和設備	練馬区大泉 町四丁目四十六番十二号	練馬区大泉 町二丁目三十九番十一号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成三十年二月一日	二一七八	株式会社 星野 真範	星野 真範	星野 晃成

指定年月日	指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
平成三十年三月七日	三七四〇	有限会社 坂本設備 水工社	坂本 亘	坂本晃一郎

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成三十年四月十六日

一 指定した事業者

指定年月日	指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
平成三十年三月七日	五四八九	株式会社 佐渡建設	三瓶 利一	板橋区板橋 二丁目四十四番四号
	五四九〇	株式会社 AQUA	富里 志門	渋谷区千駄ヶ谷 一丁目十番六号

下水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十三年六月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置につ

いて、減免措置の期間を次のとおり延長するので公告する。

平成三十年四月十六日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十一年三月三十一日の属する月分まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。